

	市民	事業者(等)	市民等	市民力	市民主権	自治	市民自治	市	(市の)執行機関
小平市自治基本条例(案)	小平市に住所を有する個人をいいます。		市民のほか、小平市で働き、学び、又は活動する個人及び小平市で活動する法人その他の団体を含め総称します。					市議会及び市長その他の執行機関で構成される小平市の行政組織の全体をいいます。	
伊賀市自治基本条例	市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。					自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。		市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。	市の行政事務を管理執行する機関をいう。
花巻市まちづくり基本条例	市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいいます。								市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
草加市みんなでまちづくり自治基本条例	草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。						市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。		
多摩市自治基本条例	市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。					まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。			市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
四国中央市自治基本条例	市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。							市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除きます。)をいいます。	
三鷹市自治基本条例	市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。	市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。						基礎自治体としての三鷹市をいう。	
大和市自治基本条例	市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。							住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
岸和田市自治基本条例	市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。	市内で事業活動を行う者をいう。							
平塚市自治基本条例	市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。								
越谷市既存条例・その他の都市事例	市内に居住し、又は滞在する者をいう。(越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例)市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人や団体をいう。(越谷市男女共同参画推進条例)	事業活動を行うすべての者をいう。(越谷市環境条例等)市内で事業を行う個人や法人その他の団体で、その事業における従事者を使用するものをいう。(越谷市男女共同参画推進条例)	市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。(越谷市まちをきれいにする条例等)市民、自治会等、事業者及び土地建物所有者等をいう。(越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例)	市民等が協働してまちづくりの諸課題の解決に取り組んでいく力をいう。(向日市市民協働推進条例)	自治体は、「市民主権」を条例で、明確に規定することによって、「市民が主役のまちづくり」を推進し、地方自治制度を発展させることが可能になります。(江南市市民協働研究会議事録)				市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。(市の機関:越谷市行政手続条例)

	市長等	市政	(市)議会	参画	参加	協働(パートナーシップ)	まちづくり(活動)	コミュニティ	環境
小平市自治基本条例(案)		市議会及び市長その他の執行機関によって行われる政治及び行政の全体をいいます。			市民が、市政の計画、実施、評価の各過程において、市に対し積極的に自らの意見を表明することをいいます。	市民等と市とが、それぞれの役割及び責任のもとで公共的なサービスの提供を協力して行うことをいいます。	地域社会の維持及び向上に役立つ市民等の諸活動をいいます。		
伊賀市自治基本条例			立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。			市民及び市又は市民同士や各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。			
花巻市まちづくり基本条例				市民が、主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわることをいいます。		市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいいます。	自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいいます。	多様な参画を通して形成される組織や集団をいいます。	
草加市みんなでまちづくり自治基本条例				市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。		市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。	前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。		
多摩市自治基本条例					市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。	市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。			
四国中央市自治基本条例			直接選挙による議員によって組織された市の議事機関をいいます。..			市民、議会及び市が互いに尊重し、補完し合いながら、同じ目的のために協力して活動することをいいます。..		市民が互いに助け合い、地域をよりよくすることを目的として形成されたつながり、組織又は集団のことをいいます。..	
三鷹市自治基本条例	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。								
大和市自治基本条例						市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。			
岸和田市自治基本条例				市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。		市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。			
平塚市自治基本条例					市民が、議会及び市の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を表明し、行動し、又は参画することをいいます。	市民、議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることをいいます。	市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。		
越谷市既存条例・その他の都市事例									環境保全とは:自然環境を確保し、文化歴史環境及び社会生活環境が人間との間に真に調和が保たれた環境を創造し、かつ、保全することをいう。(越谷市環境条例) 生活環境、自然環境、歴史および文化環境(彦根市環境基本条例)